

豊田通商豊田安全衛生協力会会則（2026年4月改定版）

（名称）

第1条 本会は、豊田通商豊田安全衛生協力会（以下「当協力会」）と称する。

（所在地）

第2条 当協力会は、事務局を豊田通商株式会社豊田支店（以下「会社」）内におく。

（目的）

第3条 当協力会は、会社が元請となり、その業務を委嘱する会員をもって組織し、その業務の無災害、安全衛生管理を推進することを目的とする。

（事業）

第4条 当協力会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）安全衛生に関する情報の共有
- （2）安全衛生に関する点検指導
- （3）安全衛生に関する教育・研修
- （4）安全衛生に関する調査・研究
- （5）その他目的達成に必要な事項

（会員）

第5条 会社の委嘱する業務に従事し、会社が推薦する取引先

（会員種別）

第6条 会員の種別、資格区分は設けない。

（役員）

第7条 事業の円滑なる運営を図るため、当協力会に次の役員を置く。

会長	： 1名	監査	： 1名
副会長	： 1名	委員	： 若干名

（会長・副会長）

第8条 会長・副会長は、当協力会役員会において会員の中から互選により選出し、総会の承認を得る。会長は、当協力会を代表して業務を統括し、副会長は、会長を補佐し、会長に支障がある場合は、その業務を代行する。

（役員）

第9条 役員は、会員の中から選出し、その数は会長が指定する。
役員は、役員会に出席し、議事を審議し、決定する。

（役員の任期）

第10条 役員の任期は、2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

（総会）

第11条 総会は、年1回会長が招集する。総会の議長には会長があたる。

（総会の決議事項）

第12条 総会の決議事項は、次のとおりとする。

- （1）会則に関する事項
- （2）事業計画に関する事項
- （3）その他、当協力会の事業運営に関して必要な事項

（総会の成立）

第13条 総会は、会員の1／2以上の出席（委任状含む）により成立する。

（総会の決議）

第14条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決議する。

(役員会)

第15条 役員会は、会長・副会長・監査・委員によって構成される。

(役員会の決議事項)

第16条 役員会の議決すべき事項は下記のとおりとする。

- (1) 当協力会の目的達成に必要な事項
- (2) その他、総会から委任された事項

(役員会の運営)

第17条 第13条、第14条の規定は、役員会に準用する。

(総会の決定事項)

第18条 会長は、すべての決議事項の中で必要事項を全会員に伝達しなければならない。会員は、総会の決定事項の実施に努めなければならない。

(専門分科会)

第19条 (1) 当協力会には、必要に応じて専門分科会を設ける事ができる。

- (2) 分科会は、事務局の指導の下に定められた業務を担当する。
- (3) 分科会会長は、当協力会の中から事務局が指名する。
- (4) 分科会の追加・変更・廃止については、事務局の判断を受けて、会長が決定する。
- (5) 分科会のメンバーは、事務局の推薦及び自薦に基づき事務局で決定する。

(会費)

第20条 当協力会の入会金は5千円、年会費は8千円とする。

別途必要がある場合は役員会で決定の上、臨時会費を徴収することができる。また、会社は、必要に応じて協賛金を払うものとする。

(事業年度)

第21条 当協力会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(退会基準)

第22条 会員が下記項目の、いずれかの退会基準に該当する場合、当協力会事務局は退会勧告を行う。

項目	退会基準
安全衛生大会への参加 (配信動画の視聴も含む)	大会当日に不参加、もしくは、配信動画の視聴とアンケート回答を期日までに行わない場合
事務局が招集する活動への参加	事務局に参加要請されたにも関わらず、参加を拒否し続けた場合
当協力会への提出書類	提出期限後、未提出状態が3か月以上継続した場合
年会費	納付期限から3か月以上滞納した場合

(個人情報の取扱い)

第23条 本会は個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に利用し、安全管理措置(漏洩・滅失・毀損の防止)を遵守する。全会員・役員は退会後も含め、活動で知り得た個人情報を第三者に漏洩してはならない。

(附則)

昭和60年11月5日制定	
平成3年4月12日改定	年会費変更
平成4年4月17日改定	名称変更
平成12年4月17日改定	名称、会員(正・特別会員)・年会費変更
平成18年4月21日改定	
平成28年10月1日改定	専門分科会を設ける
令和3年4月16日改定	会員区分の廃止 退会基準制定 他
令和8年4月8日改定	個人情報の取扱い、退会基準改定

補足資料1-1

会員の責務

第5条 (会員)

客先構内および指定場所で、会社が元請となって作業を行う全取引先とする。
(原則として、非会員は、構内作業不可、当協力会資格教育の受講不可)
(会員が、当協力会責務を達成できない時は、退会処分とする)

第4条 (事業への参加)

当協力会安全衛生管理活動へ参加する
(提出:推進計画書・工事予定表・延労働時間・指摘.事故.災害報告等)

項目	ルール
入会要件	会社の委嘱する業務に従事する取引先で、会社が推薦する取引先。
資格取得教育	同時に2名まで受講可
当協力会の工事安全立会	参加要請があれば、参加必須
指導会 (災害・指摘・ヒヤリ等があった 会員へ都度実施)	参加必須 (Web会議システム等で参加可)
分科会活動	参加要請があれば、参加必須
総会・トップ層研修会	参加必須
連休前安全大会	参加必須
工事予定表の提出	事務局の指定する期日まで
議決権	有